

相模原市農業委員会第3回会議議事録

開 会 日 時 令和元年5月31日 午後1時33分

閉 会 日 時 令和元年5月31日 午後2時26分

開 催 場 所 市民会館2階 第2中会議室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克	15	榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
3	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章	19	加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄	14	金井 睦		

出席委員 15名

欠席委員 4名(3番關山富雄委員、14番金井睦委員、15番榎田和子委員、
19番加藤正博委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席2番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農政運営委員会報告
3		第2回農地利用最適化推進委員連絡会報告
4	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第12号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第13号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第14号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第10号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
10	報告第11号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第12号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第13号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
13	報告第14号	農地造成工事の完了報告について
14	報告第15号	非農地証明書の発行について
15	報告第16号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第17号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第18号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第3回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

本日、3番關山富雄委員、14番金井睦委員、15番榎田和子委員、19番加藤正博委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、2番八木拓美委員、6番阿部健委員をご指名いたします。

日程 1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程 1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

事務局（鈴木次長）

会務報告をさせていただきます。会務報告書をご覧いただきたいと存じます。

平成 31 年 4 月 25 日から令和元年 5 月 30 日までの主な会務につきまして、ご報告をさせていただきます。

最初に、会議、県関係でございます。

5 月 9 日、JA グループ神奈川ビル 2 階講堂におきまして、農委・農協農業者年金担当者会議が開催されまして、事務局職員山田主事が出席しております。内容につきましては、平成 30 年度農業者年金加入推進結果についてほかでございます。

続きまして、5 月 13 日、神奈川県藤沢合同庁舎大会議室におきまして、平成 31 年度農地中間管理事業に係る市町村等担当者会議が開催され、事務局職員榎本主査ほか出席しております。内容につきましては、農地中間管理事業の実施状況等についてほかでございます。

続いて、5 月 22 日、産業貿易センター地下 1 階 B 102 会議室におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問について本市からの報告は 12 件でございます。

続きまして、市関係でございます。

4 月 25 日、市民会館 4 階大 3 中会議室におきまして、農業委員会第 2 回総会が行われ、農業委員 19 名が出席しております。内容につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、5 月 9 日、市民会館 2 階第 2 大会議室におきまして、第 2 回農地利用最適化推進委員連絡会が開催され、農地利用最適化推進委員 16 名、農業委員 18 名が出席しております。内容につきましては、生産緑地制度についてほかでございます。

続きまして、5 月 21 日、市役所本館 5 階会長室におきまして役員会を開催いたしまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、5 月 23 日、総合学習センター 2 階小会議室 3 におきまして、第 2 回農政運営委員会が行われ、農政運営委員 11 名が出席されております。内容につきましては、さがみはら都市農業振興ビジョン 2025 についてほかでございます。

続きまして、5 月 28 日、ウエルネスさがみはら 7 階視聴覚室におきまして、第 1 回相模原市総合計画審議会が開催されまして、八木会長が出席されております。内容につきましては、次期総合計画の基本計画についてほかでございます。

おめくりいただきまして、その他、まず、県関係でございます。

5 月 27 日、文京シビックホールほかにおきまして、平成 31 年度全国農業委員会会

長大会が開催され、八木会長、相澤事務局長ほか事務局職員が出席しております。内容につきましては、国会議員等への要請活動ほかでございます。

続いて、市関係でございます。

5月16日、緑区寸沢嵐ほかで、新任推進委員現場研修会が開催され、阿部副会長、農地利用最適化推進委員4名が出席されております。内容につきましては、農地利用状況調査についての現場研修でございます。

続きまして、5月17日、市議会議場におきまして、令和元年市議会定例会開会会議における執行委員会の長及び職員の紹介が行われ、八木会長、相澤事務局長が出席しております。

続きまして、5月21日、市役所本館5階会長室におきまして、森副市長就任の挨拶が行われ、八木会長、阿部副会長、相澤事務局長が出席しております。

続きまして、5月28日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、相模原市総合計画審議会委員委嘱式が行われ、八木会長が出席されております。

その他でございます。

5月24日、相模原市農協本店、神奈川つくい農協本店におきまして、相模原市農協、神奈川つくい農協への挨拶を行いまして、八木会長、阿部副会長、相澤事務局長、私、次長ほか事務局職員が出席しております。

続きまして、5月24日、鳥屋地域センターにおきまして、鳥屋地区鳥獣被害対策研修会が行われまして、八木会長、阿部副会長ほか農業委員、事務局職員が出席しております。内容につきましては、地域ぐるみの鳥獣被害対策についてほかでございます。

続きまして、5月25日、津久井中央公民館におきまして、神奈川つくい農業協同組合第60回通常総代会が行われ、八木会長が出席されております。内容につきましては、平成30年度事業報告及び収支決算についてほかでございます。

5月30日、市民会館ホールにおきまして、相模原市農業協同組合第56回通常総代会が行われ、八木会長が出席されております。内容につきましては、平成30年度事業報告及び収支決算についてほかでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何かご発言がありましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第2回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第2回農政運営委員会報告」をいたします。

菱山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（菱山委員）

それでは、5月23日に行われました第2回農政運営委員会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料をご覧いただきたいと思います。

議題ですが、(1)さがみはら都市農業振興ビジョン2025について。上記について農政課職員から説明があり、具体的な取り組み内容や進捗状況について質疑応答が行われました。

(2)市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてですが、平成30年度の点検評価について及び指針の見直しについて、事務局から説明がありました。

(3)令和2年度の本市農地等の利用の最適化の推進に関する意見及び農業施策に関する要望について、令和2年度の意見、要望の提出の流れについて及び関係機関との情報交換について事務局から説明があり、提出する意見、要望の作成方法について、委員から意見がありました。

(4)相模原市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局及び委員からの意見について説明があり、意見内容を一部修正して、全員協議会へ提出することになりました。

(5)2020年度の県農林施策並びに予算に関する要望及び県農地等の利用の最適化の推進に関する意見案について、委員からの修正案について事務局からの説明があり、内容を一部修正して、全員協議会へ提出することになりました。

以上でございます。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第2回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 第2回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

続いて、日程3「第2回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いします。

委員長（阿部副会長）

5月9日に行われました第2回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。配付されております報告資料をご覧いただきたいと思います。

4の議題でございます。1つ目ですが、農業委員、推進委員について、農業委員、推進委員の役割、相模原市農業委員会の運営体制につきまして、事務局から説明がありました。

2つ目です。農地利用最適化推進委員の活動についてです。推進委員の活動につきまして、平成28年度から30年度における利用意向調査の回答結果に基づき、今年度は過去のあっせん希望農地のあっせんを重点的に取り組むことについて、事務局から説明がありました。

3つ目ですが、生産緑地制度について、市都市計画課職員及び農政課職員から説明がありました。

4つ目です。農地中間管理事業についてですが、県農業公社中島現地駐在員から説明がありました。

最後に、その他ということで、県アンケート調査への協力及び今後の会議等の日程について、事務局から説明がありました。

以上、報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第2回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程4 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第10号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-3は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-3は、田名に住む譲渡人が所有する大島の農地について、大島に住む譲受人が所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の農地、1筆、67㎡です。申請理由は、譲渡人と譲受人は兄弟であり、兄が高齢となったことから、父から相続により譲り受けた申請地を少しでも農地として残すため、弟の所有する隣接の農地と一体的に保持してほしいという意思で、今回の申請になったものです。許可基準の1つである下限面積要件は2,000㎡以上を満たしていませんが、許可の例外規定がありまして、位置・面積・形状等から隣接する畑と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる場合により、権利取得ができることと規定されております。このほかの審査基準である農作業常時従事要件150日以上については、譲受人の従事日数は200日で要件を満たしており、地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを現地及び申請書で確認しています。今後は露地野菜の栽培を行うことを計画しています。以上、例外規定を含む4点の審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号3-3については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

特に問題ありません。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程4議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

恐れ入りますが、資料の3ページをご覧くださいと存じます。議案を朗読いたします。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1005から5-1007は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、裏面の4ページをご覧ください。津久井事務所管内の3件につきまして、ご説明いたします。

初めに、收受番号5-1005は、譲渡人が所有の緑区三井の農地、1筆、158㎡を所有権移転して自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在市営住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設ブロック2段積み、既設玉石積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は三井地域センターの北約200mです。

続きまして、收受番号5-1006は、譲渡人が所有の緑区小淵の農地、1筆、297㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設RC擁壁及び新設ブロック1段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野診療所の西1,700mです。

最後に、收受番号5-1007は、緑区中野において、譲渡人3名が所有する登記地目宅地を含む農地3筆、1,721.66㎡を所有権移転して宅地分譲するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、不動産業を営んでおり、宅地分譲するためでございます。農地区分は第3種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設RC擁壁、新設ブロック2段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。なお、今回の転用は開発行為に該当しており、都市計画法第32条の協議が締結済みであり、許可見込みであることを確認しております。申請地は津久井総合事務

所の西約300mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5 - 1005については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

5月27日に現地を見てまいりました。ここは津久井湖にかかる三井大橋を渡って、上って右手にあります八幡神社の裏手に当たる場所です。境界等も確認しまして、周辺への影響もないかと思われます。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1006については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

5月24日、現地を見てまいりました。特に問題はございません。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1007については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

5月23日に現地調査に行ってみりました。現地の周りはほとんどが住宅で、その中へ10軒建つ予定であります。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第11号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程5議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第12号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、5ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-1003から31-1004は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページをご覧ください。津久井事務所管内の2件につきまして、ご説明いたします。

整理番号31-1003は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものでございます。案内図は5ページをご覧ください。契約期間は2年7カ月、件数は1件、3筆、面積は2,027㎡でございます。

整理番号31-1004は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものでございます。案内図は6ページをご覧ください。契約期間は3年7カ月です。件数は1件、1筆、面積は545㎡でございます。

補足でございますが、31-1003につきましては、40歳の男性で、平成30年4月から青野原の農地を利用権設定して露地野菜を栽培しております。今回の利用権設定農地におきましては、ネギの栽培を行う予定でございます。

また、31-1004につきましては、35歳の男性で、今年の3月から寸沢嵐の農地を利用権設定し、露地野菜を栽培しております。今回の利用権設定農地においても、同様に露地野菜の栽培を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第12号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 6 議案第 1 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

日程8 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第13号及び日程8議案第14号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議案第13号及び第14号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、議案第13号と第14号を一括で説明させていただきます。7ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-7から31-11は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページをご覧ください。

整理番号31-7から31-11は、耕作者へ貸し出すため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が所有者から農地を借り受けるものです。

続きまして、9ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-12から31-16は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページをご覧ください。

整理番号31-12から31-16は、農用地利用集積円滑化団体である相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。

いずれの議案も案内図は7ページから11ページをご覧ください。合計件数は、各議案5件、5筆、面積は合計5,174㎡で、全て新規の申請となります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決につきましても一括とすることでご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第13号及び議案第14号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7議案第13号及び日程8議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 報告第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程9報告第10号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、11ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。別紙の者につき、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年5月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の12ページをご覧ください。今回、証明書を発行したのは2件になります。

整理番号1-1につきましては、中央区田名及び水郷田名に所在の7筆、7,119㎡の相続に伴うもので、整理番号1-6につきましては、中央区上溝に所在の1筆、1,609㎡の相続に伴うものです。当該地の相続税の納税猶予の特例を受けるため、相続人より適格者証明願の提出があったものです。申請された農地につきましては、現地調査を行いまして、普通畑として良好に管理されていることを確認いたしました。また、申請者につきましても、耕作に必要な農機具を有していること、引き続き農業経営を行う意思がある旨を確認しまして、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

よって、整理番号1-1につきましては4月11日付で、整理番号1-6につきましては5月10日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程9報告第10号を終わります。

いて

議長（八木会長）

日程 10 報告第 11号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、13ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 10条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4条第 1項第 2号の規定により専決処理したので、同条第 2項の規定により報告する。令和元年 5月 31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 14ページをご覧ください。

証明番号 2 - 1 につきましては、緑区大島に所在の生産緑地 443㎡の農業の主たる従事者が、平成 30年 9月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 2 につきましては、緑区二本松 4丁目に所在の生産緑地 758㎡の農業の主たる従事者が、平成 31年 1月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 5 につきましては、南区磯部に所在の生産緑地 710㎡の農業の主たる従事者が、平成 31年 4月に故障したことに伴うものです。

証明番号 2 - 1001 につきましては、緑区町屋 2丁目に所在の生産緑地 866㎡の農業の主たる従事者が、平成 30年 4月に死亡したことに伴うものです。

以上 4件、当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出がありました。このことにつきまして、ご家族、ご本人及び近隣の方々から事情を聞きまして、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されましたため、各地区の農業委員さんのご意見を伺いまして、証明番号 2 - 1 は 4月 22日付で、証明番号 2 - 2 及び 2 - 5 につきましては 5月 10日付で、証明番号 2 - 1001 は 4月 26日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 10 報告第 11号を終わります。

日程 1 1 報告第 1 2 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続きまして、日程 1 1 報告第 1 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、16 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 1 2 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページをご覧ください。

有限会社青空農園から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、18 ページから 20 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 1 報告第 1 2 号を終わります。

日程 1 2 報告第 1 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地

利用状況の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 報告第 1 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、2 1 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 1 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 2 項第 7 号の規定により、別紙のとおり農用地の利用状況報告書が相模原市長あてに提出され、その写しが送付されたので報告する。令和元年 5 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2 2 ページをご覧ください。

有限会社三都物産の平成 3 0 年 2 月 1 日から平成 3 1 年 1 月 3 1 日までの 1 年間に
関する報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在につきましては、2 3 ページをご覧ください。利用権
の設定を受けた土地は、合計で 2 4 筆、2 5, 5 6 5 m²です。こちらの法人につきまし
ては、栽培内容は主に牧草となっておりますが、近隣の多摩動物公園の飼料用として栽
培しております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いし
ます。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 2 報告第 1 3 号を終わります。

日程 1 3 報告第 1 4 号 農地造成工事の完了報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 3 報告第 1 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、24 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 1 4 号 農地造成工事の完了報告について。別紙農地造成工事施工完了報告について、農地造成工事指導要綱第 1 2 条第 1 項の規定により検査した結果、承認どおり工事が完了したと認められるため、同条第 4 項の規定により報告する。令和元年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページをご覧ください。

承認番号 1 1 - 5 は、平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日に承認を行った農地造成工事で、平成 3 1 年 3 月 1 3 日に事務局にて中間検査を行い、4 月 1 5 日に地区担当委員さんと完了検査をし、専決処理したので報告するものです。今後の作付計画は、露地野菜を予定しております。工事前、工事後の状況は、スクリーンをご覧ください。当該地は、田から畑への転換のため、土壌改良土で盛り土したものです。工事後の隣接地との境界につきましても、北側は内側に向かってなだらかに盛り土、東側、南側は鉄板による土留めがされ、被害防除を行っています。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 3 報告第 1 4 号を終わります。

日程 1 4 報告第 1 5 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 1 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、26 ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 1 5 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 5 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内、合計 4 件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、資材置き場が 1 筆、建築物の敷地が 1 筆、道路及び進入路が 1 筆、位置・面積・形状等から農地利用困難が 1 筆、合計 4 件、4 筆で、879.45㎡です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 1 5 号を終わります。

日程 15 報告第 16 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

る調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 15 報告第 16 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、28 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 16 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、29 ページをご覧ください。

横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた土地、2 件、2 筆です。

番号 2 は、4 月 18 日に地区担当委員さんと現地調査をし、雑種地であることを確認いたしました。

番号 3 は市街化区域で、平成 20 年に農地転用届け出済みの土地のため、航空写真及び事務局の現地調査により、5 月 9 日に宅地であることを確認いたしました。

本案件は原状回復命令を発する予定はなしとして、それぞれ 4 月 23 日付、5 月 10 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

16 番（藤村委員）

29 ページ、番号 2、ゴルフ場になっているところ、原状回復命令をする予定なしの根拠はどういうことでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

こちらは既に 50 年近くゴルフ場として経営しているところでございまして、今の段階で農地に原状回復命令を発するとしたところで、農地としての利用は困難と判断したものでございます。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16 番（藤村委員）

よくはないけど、結構です。

議長（八木会長）

ほかによろしいですか。

なければ、以上で日程 15 報告第 16 号を終わります。

告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 1 7 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、30 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 1 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、31 ページから 32 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内のみで、5 件、24 筆でございます。現況地目が農地につきましても、農業委員会によるあっせん等の希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

1 6 番（藤村委員）

No.8、No.9 は合わせると 1 ha 以上になるんですが、農業をやられている方なんですね。

事務局（伊藤担当課長）

この方は、直接、農業等はありません。本業は土地家屋調査士ですが、今後、知り合いの方に農地を利用してもらえないか、自己で探していくというお話を聞いております。

1 6 番（藤村委員）

この 1 ha 超の面積が農地として良好に分割されることが予想されるということでもよろしいですね。もしそうでなければ、近くの農業委員さんたちがちょっと頑張らなきゃいけないということになると思うんですが。

事務局（伊藤担当課長）

8 番の右の備考欄をご覧くださいと思いますが、平成 31 年 3 月付で、4 条の転用の許可を既に受けているところがございます、9 番はそれ以外の農地ということで、農地として保全していくということは伺っております。

1 6 番（藤村委員）

はい、わかりました。

議長（八木会長）

よろしいですか。

なければ、以上で日程 1 6 報告第 1 7 号を終わります。

日程 17 報告第 18 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 17 報告第 18 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、33 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 18 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 5 月 31 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、34 ページから 43 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、14 件、26 筆です。

第 5 条の届け出件数は、本庁分のみで、33 件、55 筆です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 17 報告第 18 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 3 回総会を終了いたします。